

離婚にかかる養育費の確保の推進についての意見書（案）

人口動態統計によれば、我が国では、平成 1 2 年以降、毎年約 2 0 万組の夫婦が離婚し、そのうち約 6 0 %には 2 0 歳未満の未婚の子供がいる。

そのような子供の利益を守る観点から、平成 2 4 年に民法が改正され、父母が協議上の離婚をする際に、協議で定めるべき子供の監護に関する事項として、「父又は母と子との面会及びその他の交流」及び「子の監護に要する費用の分担」とともに、「子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」旨が明示された。

しかしながら、離婚にあたり、今後の生活費に悩みを抱えている場合が多く、離婚後の子供の養育に関して、厚生労働省の「平成 2 8 年度全国ひとり親等調査結果報告」では、離婚の際に養育費の取り決めを行っているのは、母子世帯で約 4 3 %、父子世帯で約 2 1 %、養育費を受けている割合は母子世帯で約 2 4 %、父子家庭で約 3 %にとどまっており、養育費の不払いはひとり親世帯の貧困の一因となっている。

よって、国におかれては、離婚に係る養育費の確保の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 離婚の場合は、原則、養育費の取決めを行うよう制度を整備するとともに、DV等により取決めが困難な場合は、円滑に取決めが行われるような仕組みを整備すること。
- 2 養育費の履行確保を支援する制度を創設すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 2 8 日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二  
(提出者)  
藤山 将材  
長坂 隆司  
奥村 規子  
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

法務大臣